



お気軽にご相談ください
愛知県土地家屋調査士会

〒451-0043 名古屋市西区新道1丁目2番25号
TEL:052-586-1200 FAX:052-586-1222
<https://www.chosashi-aichi.or.jp>

土地家屋調査士って？



愛知県土地家屋調査士会

おしえて! 土地家屋調査士

土地家屋調査士って
どんな仕事をしてるの?

3~4ページ

私たちの暮らしと
どんな関わりがあるの?

5~8ページ

土地のトラブルのこと
裁判ほど大ごとに
したくないなあ

8ページ

あなたに
ピッタリを探そう!



土地家屋調査士と
測量士の違いは?

9ページ

土地家屋調査士とは?

10ページ

土地家屋調査士には
どうしたらなれるの?

10ページ

もくじ
1~2ページ

杭を残して悔いを残さず。

私たち土地家屋調査士がどんな仕事をしているかご存じですか?
このパンフレットを通してより身近で、気軽にお声掛けいただける
パートナーとなるよう、研鑽してまいります。

○ 土地家屋調査士ってどんな仕事をしてるの?



こんな時は
土地家屋調査士に
お任せください!



\ 土地のことについて /

土地の境界線が
分からぬ

土地の測量・調査

5ページ 1

土地を分けたい

土地分筆登記

5ページ 2

土地の使い方が変わった

土地地目変更登記

7ページ 3



\ 建物のことについて /

マイホームを建てた
建物表題登記

家を取り壊した
建物滅失登記

息子夫婦と同居するので、
家を一部増築した

建物表題変更登記

\ 境界問題について /

土地の境界(筆界)について

お隣の土地との境界がはっきりせず、お隣の方から
境界立会の協力が得られない場合に法務局が境界を
明らかにする制度です

筆界特定制度

境界問題全般について

土地の境界に関する専門家である土地家屋調査士と
法律の専門家である弁護士がチームを組んで
裁判外で境界紛争を解決します

あいち境界問題相談センター

土地の境界線が分からぬ

- ・家を建てたいけれど、どこまでが自分の土地か分からぬ
- ・相続した土地がどこにあるか分からぬ
- ・土地を売りたいけれど、境界杭が見当たらぬ

土地の測量・調査



土地を分けたい

- ・親から相続した土地を兄弟で分けたい
- ・土地の一部を売りたい

土地分筆登記



1

土地の境界や面積がしりたい! 境界確定業務の流れ

土地の面積等を測る
土地境界確定測量の
詳しい流れを
紹介します!



1 依頼



2 資料・現地調査

法務局、官公署などで測量に必要な
資料を収集し、測量作業の準備として
現地を調査します。



3 隣地あいさつ

測量地とその周りの土地へ、立ち入り承諾の
あいさつをします。



4 現地測量・解析

測量したデータと集めた資料を
解析し、図面を作成します。

5 官公署への立会申請

官公署へ道水路等の
境界確認のための
申請をします。



6 立会

図面をもとに官公署や
隣接土地所有者等と
境界の確認を行います。

7 境界標設置

境界を確認できた位置に、コンクリート杭・
金属鉢などの境界標を設置します。



8 官公署との立会結果書類取り交わし

官公署との立会の結果を
書面で取り交わします。

標準処理期間
**おおよそ
2か月程度**
※内容により
変動します。

9 成果品作成・納品

確定測量図・立会確認書
等成果品を作成し、
依頼者へ納品します。



土地の使い方が 変わった

3

- ・田んぼに息子の家を建てた
- ・畠を駐車場にした



土地地目変更登記

土地のトラブルのことでの裁判ほど 大ごとにはしたくないなあ



そんな時にはこのような方法もあります。

土地の境界(筆界)について

お隣の土地との境界がはっきりせず、お隣の方から境界立会の協力が得られない場合に法務局が境界を明らかにする制度です

→ 筆界特定制度

境界問題全般について

土地の境界に関する専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士がチームを組んで裁判外で境界紛争を解決します

→ あいち境界問題相談センター



建物を 新築・増築・取り壊した

4

- ・マイホームを建てた
- ・アパート、マンションを建てた

建物表題登記

- ・家を取り壊した
- ・アパートを取り壊した



建物滅失登記

- ・息子夫婦と同居するので、家を一部増築した
- ・離れを壊した
- ・お店を住まいに変えた

建物表題変更登記

あいち境界問題相談センターとは?

法務大臣
認証ADR

境界問題全般を



土地境界の
スペシャリスト



法律の
スペシャリスト

土地家屋調査士と弁護士が
協働して中立な立場で話し合いにより解決します

当センターは、法務大臣の認証を受けたADR機関です

お問い合わせ先

名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会内あいち境界問題相談センター
TEL:052(586)1200 <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>



フェイスブックも
あります!

土地家屋調査士と測量士の違いは？

＼ 土地家屋調査士 ／



- ・不動産の表示に関する登記ができる
- ・法務省管轄の国家資格者
- ・境界についてのプロフェッショナル
- ・個人からの依頼が多い

／ 測量士 ／



- ・登記はできない
- ・国土交通省管轄の国家資格者
- ・大規模な測量のプロフェッショナル
- ・公共団体からの依頼が多い

どちらも測量をしますが、土地家屋調査士は、土地の境界を探すための測量をします。さらに、測量の結果に基づいて、代理で登記申請もできます。土地境界の専門家であることを覚えておかないと、何かあったときに相談もできます。

境界を探したいとき、確認したいときは
ぜひ、お近くの土地家屋調査士へ。

土地家屋調査士とは？



土地家屋調査士とは、不動産の表示に関する登記の専門家のことであり、皆さんからの依頼を受けて、土地や建物の所在・形状・利用状況などを調査し、図面の作成や不動産の表示に関する登記の申請手続などを行います。

あなたの大切な財産である土地や建物は、法務局に登記事項として記録することにより、その権利が保全されます。そこで私たちのような専門的な知識を有する土地家屋調査士が、土地の境界を調べたり、その土地や建物がどこに存在して、どのような大きさでどんな形をしているのか、またどのような用途で使われているのかなどを調査・測量して図面を作成したり、皆さんの代理人となって登記申請手続などのお手伝いを行います。

土地家屋調査士の使命は、「不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する」ことです。

土地家屋調査士にはどうしたらなれるの？

